

離島振興法の改正・延長に関する決議

離島振興対策都道県議会議長会
離島振興対策協議会
全国離島振興市町村議會議長会
全国離島振興協議会

全国の離島は、国境周辺に位置するなど、わが国の領域・排他的經濟水域の保全と利活用等の国家的・国民的貢献をなす骨格国土として重要な役割を担っている。

昭和二十八年の離島振興法の制定以来、離島振興政策の強力な推進により、離島の生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成は大きく進展した。

しかしながら、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等も相俟つて、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきている。

国際的な海洋権益の争奪が加速化する今日、海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全は國家の命運を左右する重要課題といつても過言ではなく、わが国においても、数多くの離島の存在と住民定住によつて、四四七万平方キロメートルという国土面積の十二倍余に相当する広大な經濟水域を掌中にしていることは厳然とした事実である。

こうした中、わが国全国民が離島の有するかけがえのない価値を再認識し、離島の果たす重要な役割をさらに發揮させるため、国家戦略としての新たな離島振興政策が求められている。

よつて、本決起大会は、左記に基づく離島振興法改正・延長の速やかなる実現を、離島住民の総意をもってここに決議する。

記

一、平成二十五年三月末で失効する現行離島振興法を拡充強化し、離島への定住促進や国の責務を明確にした改正離島振興法を、目下開会中の第一八〇回通常国会において、必ず成立させること。

二、改正法は、離島定住に即応し得る次の各項の内容を包含すること。

(一)離島独自の予算の確保と国庫補助率の更なる嵩上げ

(二)離島振興関係ソフト事業の拡充

- (三) 離島自治体の行財政基盤の強化
- (四) 離島振興に資する税制特例の拡充
- (五) 離島航路に対する財政支援の強化等交通条件の抜本改善
- (六) 離島の地域医療及び福祉対策の強化
- (七) 離島教育の確保と修学者支援の強化
- (八) 離島の高速情報通信環境整備の促進
- (九) 離島の流通コスト支援等輸送費対策の強化
- (十) 離島の農林水産業及び観光等産業の振興
- (十一) 離島における自然エネルギー活用の促進
- (十三) 自然災害への対応等離島の防災対策の強化

平成二十四年二月二十三日

離島振興法改正・延長実現総決起大会